Spring

～性被害当事者が生きやすい社会へ～

2021年9月14日(水) 立憲民主党ジェンダー平等推進本部勉強会

一般社団法人Spring

アドボカシー活動は、タスキを繋ぐマラソンだ！

©一般社団法人Spring

本日のアジェンダ

1、勉強会ヒアリング御礼

2、一般社団法人Springのご紹介

3、刑法改正に私たちが望むもの

4、アンケート調査から見えた被害の実態

5、二次被害の弊害について

6、PTSDと当事者の経済的困窮について

©一般社団法人Spring

2、Springの活動紹介

日本で初めて法人化された、性暴力被害当事者団体

実態にあった刑法性犯罪規定となるよう、被害当事者が、自らの体験を伝えることで、政策提言（アドボカシー）活動をしている。

Spring とは？

性被害を受けた人がフリーズ（凍りつき）から動き始め、人生の冬を過ごしている
すべての人の心に「春“Spring”」がくるよう願いを込めて、2017年7月7日(七夕)に設立。
前身は、2017年7月、制定以来110年ぶりの刑法性犯罪改正実現を後押しした、任意団体。

Mission 性被害当事者が生きやすい社会をつくる

Vision 被害実態に即した、2020年刑法性犯罪見直しの実現
性被害を経験した人生を、社会資源とし、刑法改正に生かす

・“附則”がついた3年後に当たるのが2020年
・2020年6月～ 有識者による議論がスタート

現在、20名弱のボランティアスタッフで活動中（被害当事者・支援者で構成されている）

© 一般社団法人Spring

2017年改正の流れと前身団体の活動成果

2014年 9月
松島みどり法務大臣就任会見、発言

強盗より強姦の刑が軽いなんて、
あり得ない！

2014年11月
法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」

2015年8月 前身団体
「性暴力と刑法を考える当事者の会」立ち上げ

2015年11月
法務省 法制審議会
―刑事法（性犯罪関係）部会

法務大臣へ2回要望書を提出
ヒアリングで意見を述べる

2016年 9月
法務大臣への答申

2016年秋～　市民4団体共同
ビリーブキャンペーン始動

法務大臣へ約5万筆の署名提出
超党派ロビイング
参考人招致

2017年 1月
国会審議

2017年6月16日
110年ぶり、刑法性犯罪改正！

2017年7月7日
一般社団法人Spring設立

© 一般社団法人Spring

Springの活動紹介～ロビイング～

市民の声を政治に届ける
「ロビイング」
＋
理解を深め
活動を加速させる
「市民啓発」

刑法改正への「要望書」を
法務大臣へ提出

被害当事者の声を届ける冊子作成

「要望書」などを持参し
超党派で議員面談

他団体との協働プロジェクト
12議連を中心とした働きかけ

各党部会・省庁・行政などの
ヒアリングへ参加
講師派遣など

© 一般社団法人Spring

Springの活動紹介～市民啓発～

課題を知ってもらうための市民向けイベント開催
全国キャンペーンを展開中！
「#MeTooで変えよう！刑法性犯罪」

クラウドファンディングを通し、
この問題を知っていただくことで仲間・活動資金を増やす

国際世論への働きかけるために、
国際イベントに出展(WAW! W20)

現地視察　＊2018年7月@英国
被害者中心主義の支援について学ぶ

法務大臣へ、性犯罪における刑法改正を求めます。

オンライン署名活動
目標：10万筆

©一般社団法人Spring

Springの活動紹介～市民啓発～

調査研究
協力研究者による質的調査を実施

「性暴力の被害経験に関する調査」
同意のある性交と同意のない性交との違いを明らかに
→性暴力を明確に

広報で伝える
HP/FB /Twitter / メールマガジン

© 一般社団法人Spring

Springの活動紹介～市民啓発～

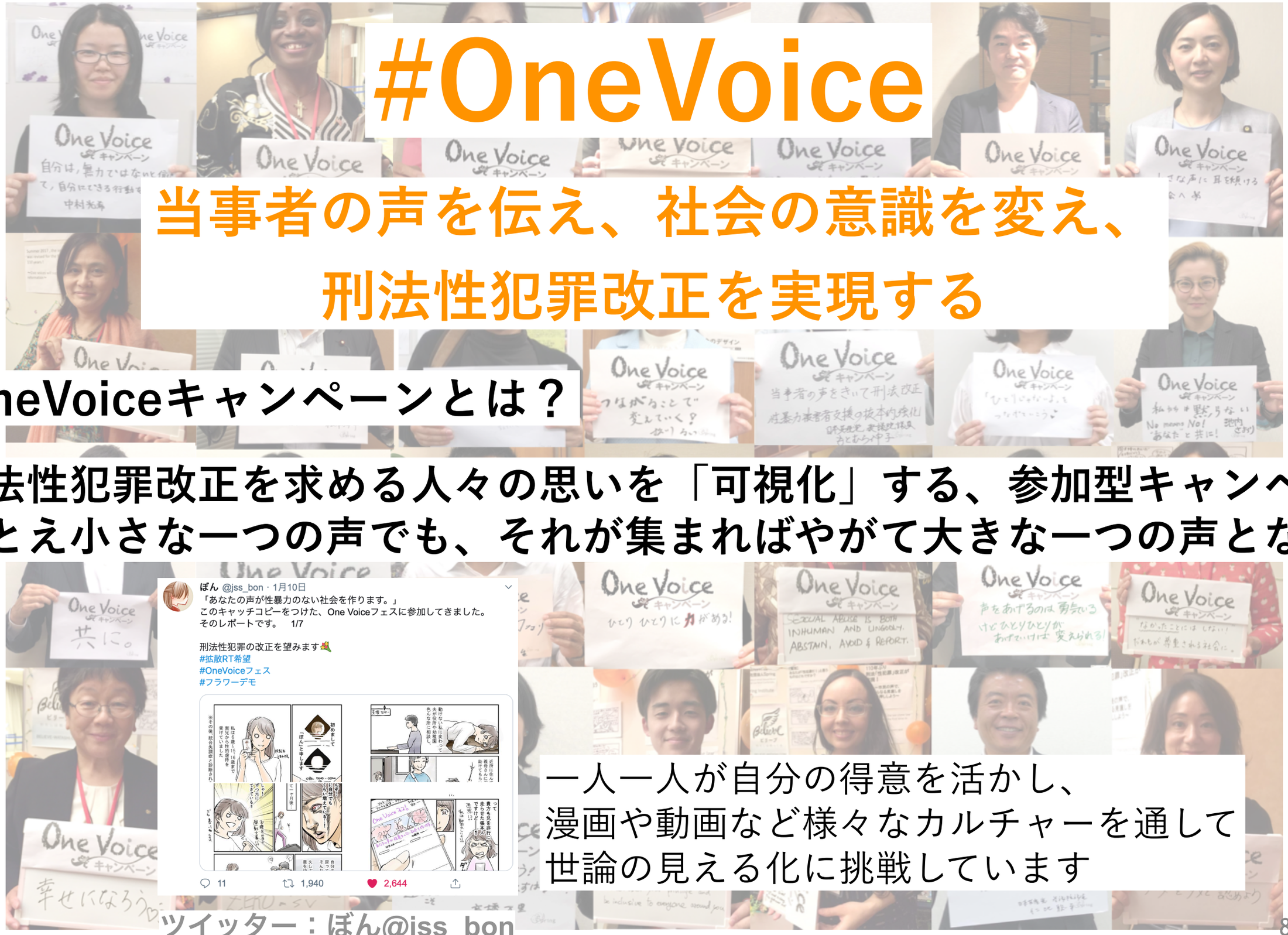

©一般社団法人Spring

3、刑法改正について私たちが望むもの

2017年の改正でもなお、積み残された4つの課題

①公訴時効の撤廃、又は一定期間の停止

- 強制性交等罪１０年、強制わいせつ罪７年
  → **撤廃又は成人まで一旦停止させ、その後30年間告訴可能**

②不同意性交を犯罪とすること

- 暴行脅迫があったことを被害者側が裁判で立証する必要がある
  → **不同意を推定できる状況の行為類型を刑法で具体的に条文化する**

③地位関係性を利用した性犯罪の創設

- 「上司と部下」「先生と生徒」「先輩と後輩」等は考慮されない
- 「監護者」は「親（里親）」や「施設職員」程度
  → **現行の性犯罪規定に地位関係性を利用したことに乗じた犯罪規定を創設**

④性交同意年齢の引き上げ

- 性交の意味やリスクを理解し、相手に意思を伝えることができる年齢「13歳」　しかし、中学生に性交は教えない
  → **性交同意年齢を 16 歳未満に引き上げる**

©一般社団法人Spring

4、アンケート調査から見えた被害の実態

＜Webアンケート＞　2020年 8月16日～9月5日　３週間
＜回答対象者＞　性暴力被害を受けた方

総数 5,899件

HPやSNSで呼びかけを行いました

© 一般社団法人Spring

被害の実態①　同意をしてないのにされた性的言動

8Ｐ 表1ー14

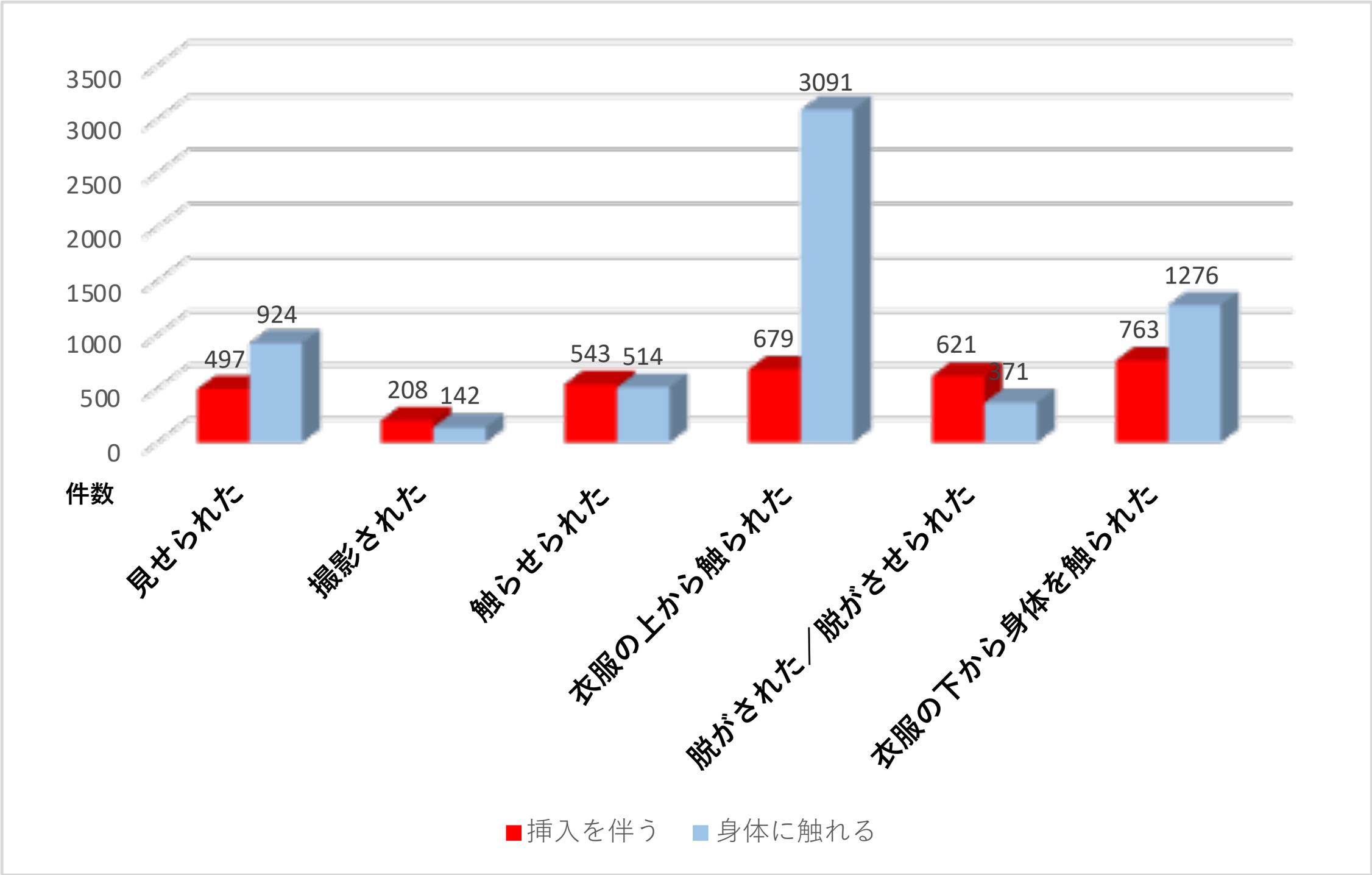

©一般社団法人Spring

被害の実態②-1　被害時の年齢（性交同意年齢）

9P 表1－6：被害時の年齢の年齢カテゴリ別データ

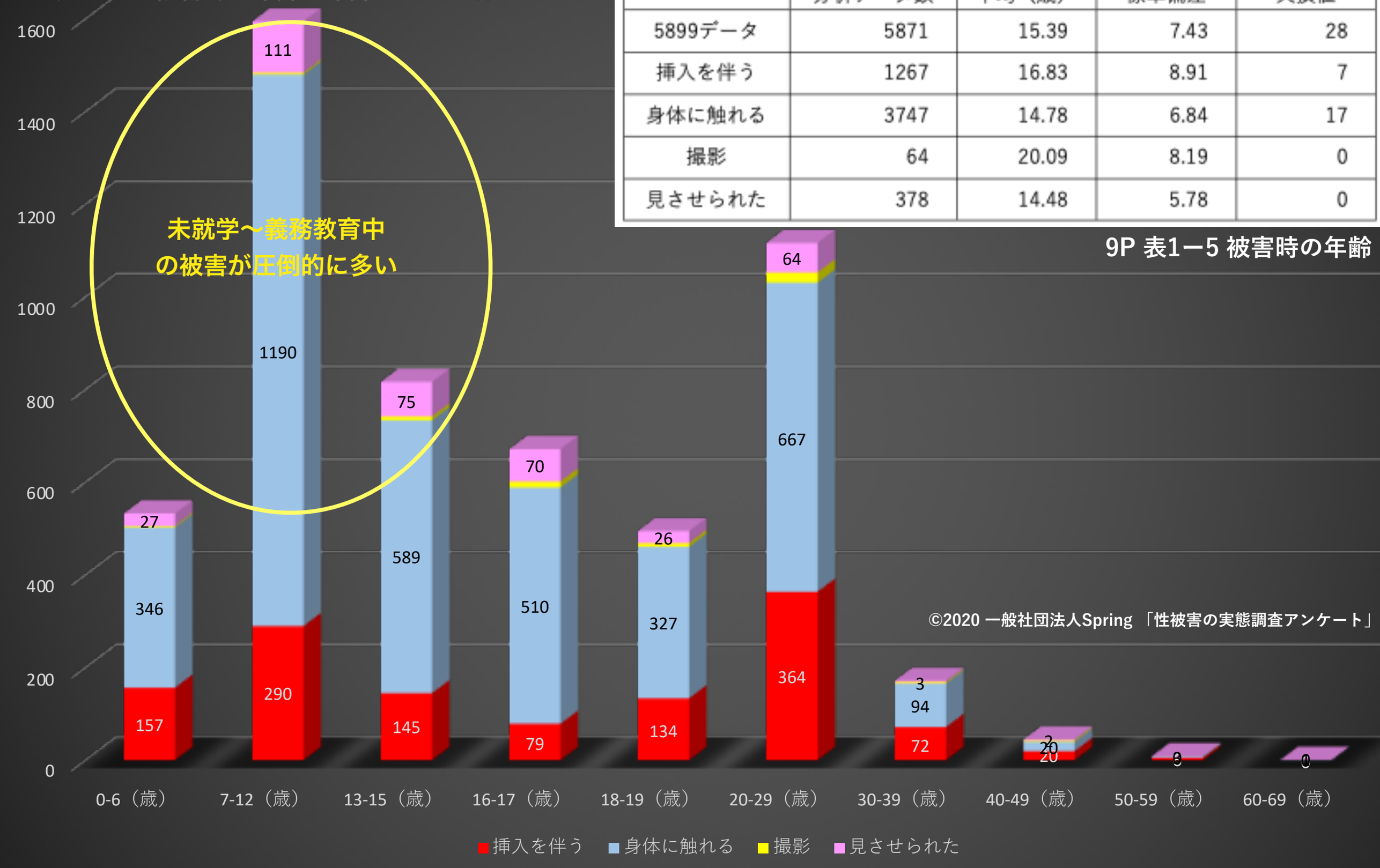

	分析データ数	平均（歳）	標準偏差	欠損値
5899データ	5871	15.39	7.43	28
挿入を伴う	1267	16.83	8.91	7
身体に触れる	3747	14.78	6.84	17
撮影	64	20.09	8.19	0
見させられた	378	14.48	5.78	0

9P 表1ー5 被害時の年齢

©2020 一般社団法人Spring 「性被害の実態調査アンケート」

被害の実態②-2　加害者との関係

14P 表1–12

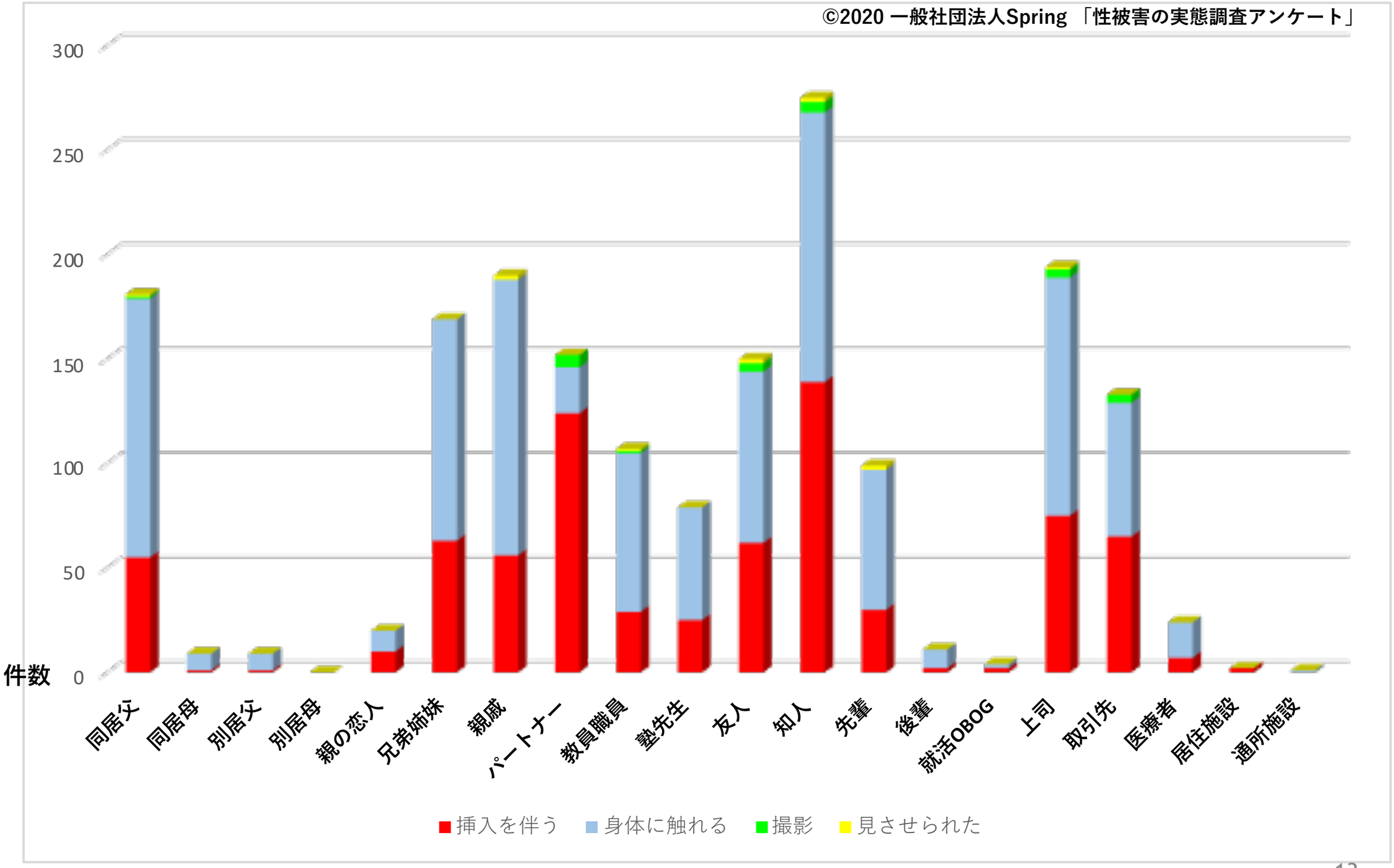

被害の実態③　被害記憶の実態

被害に遭った経験の一部、あるいはすべてについて、
記憶をなくしていた、あるいは思い出せなかった時期があるかどうか

26P 表1－33

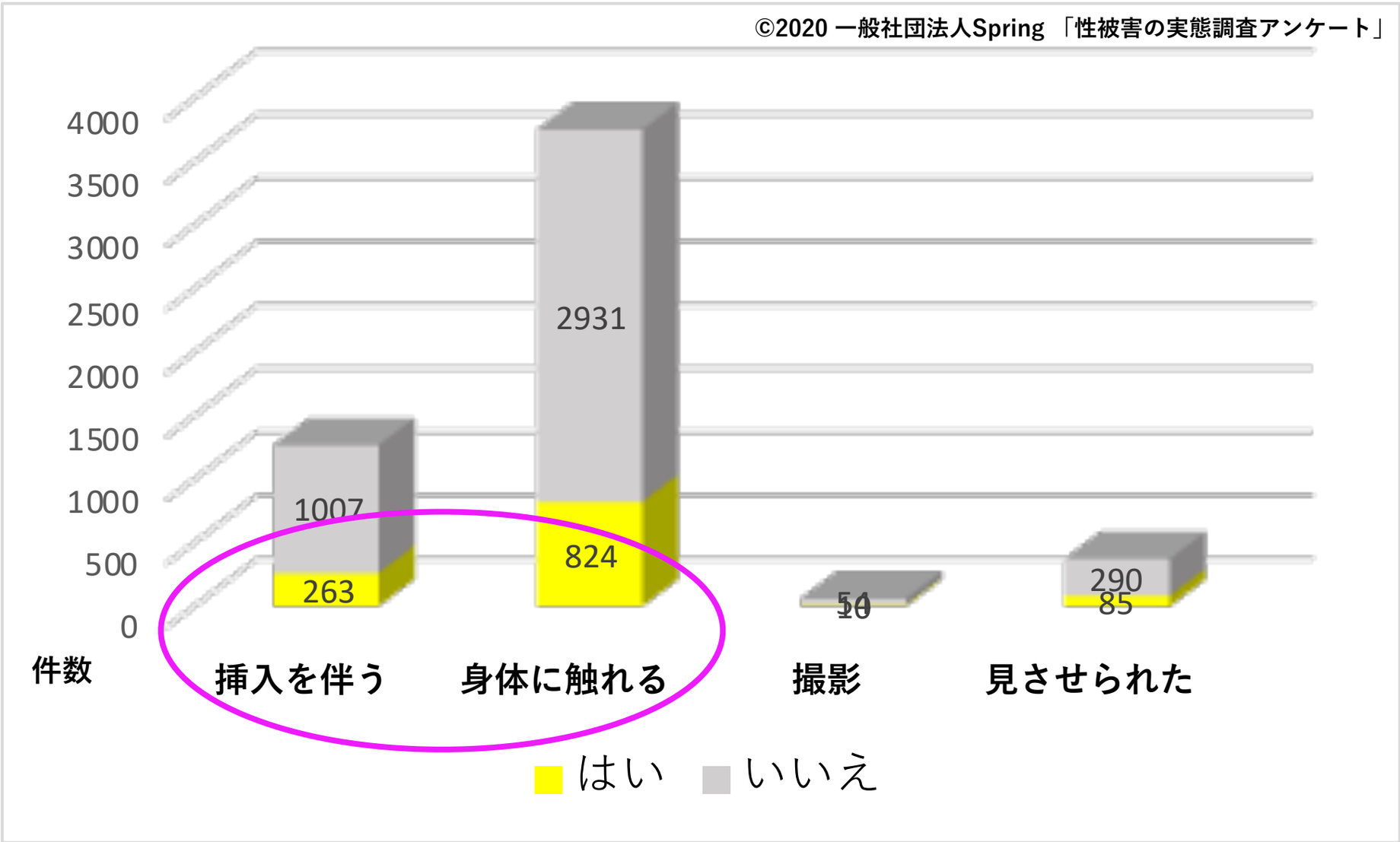

乖離性健忘≒深刻なトラウマを抱えている可能性が高い

被害の記憶を喪失していた年数（公訴時効）

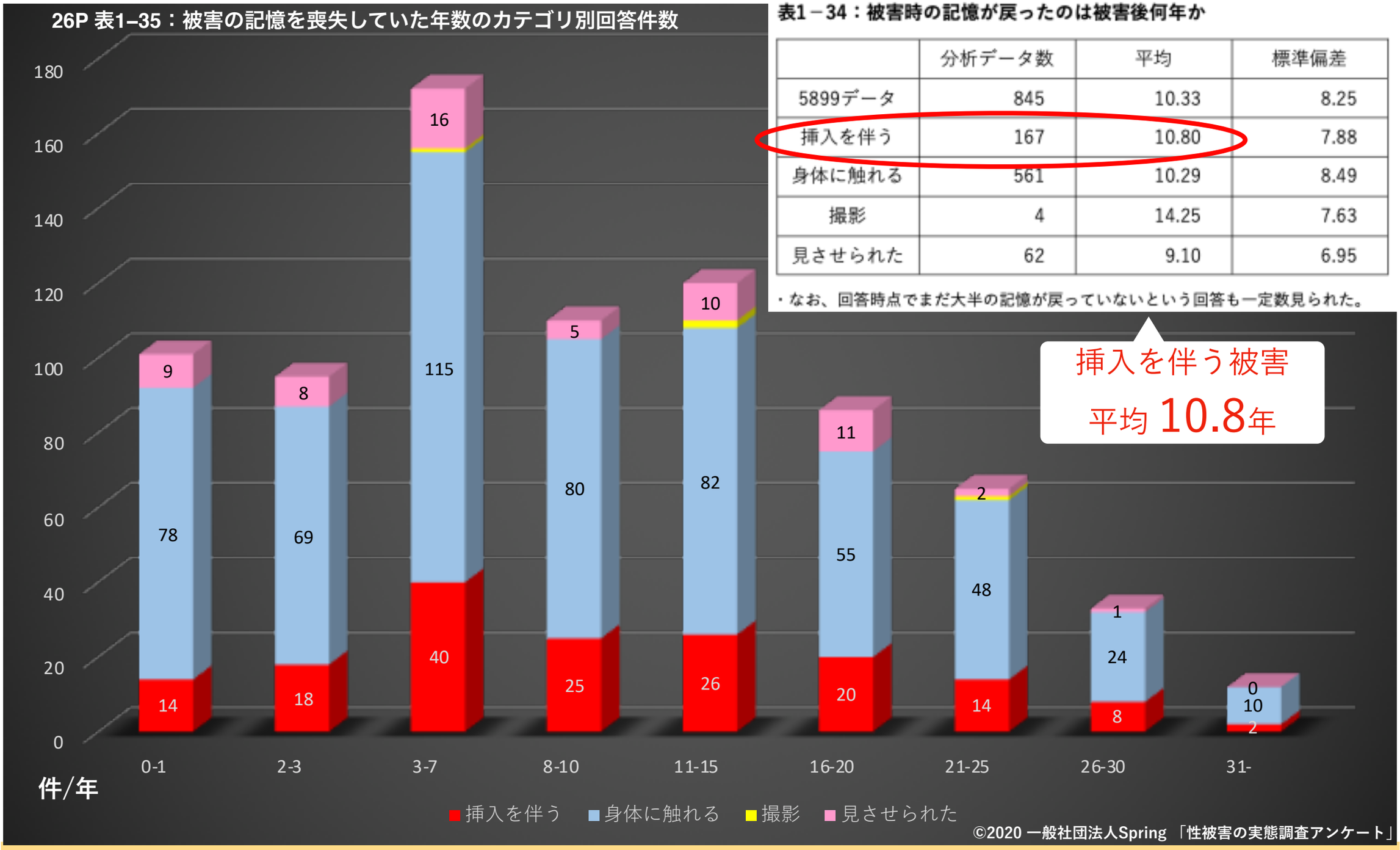

表1－34：被害時の記憶が戻ったのは被害後何年か

	分析データ数	平均	標準偏差
5899データ	845	10.33	8.25
挿入を伴う	167	10.80	7.88
身体に触れる	561	10.29	8.49
撮影	4	14.25	7.63
見させられた	62	9.10	6.95

・なお、回答時点でまだ大半の記憶が戻っていないという回答も一定数見られた。

【現行法　公訴時効】 <u>強制性交等罪：10年、強制わいせつ罪：７年</u>

<被害届出まで> 喪失期間10.8年＋長期化するPTSDなどの後遺症状＝10年では全く足りない

子どもの場合は被害と認識していないことがほとんど　⇨　時効の撤廃が必要

被害時の状態 ～被害者が同意できない状態とは？～

15P 表1–13

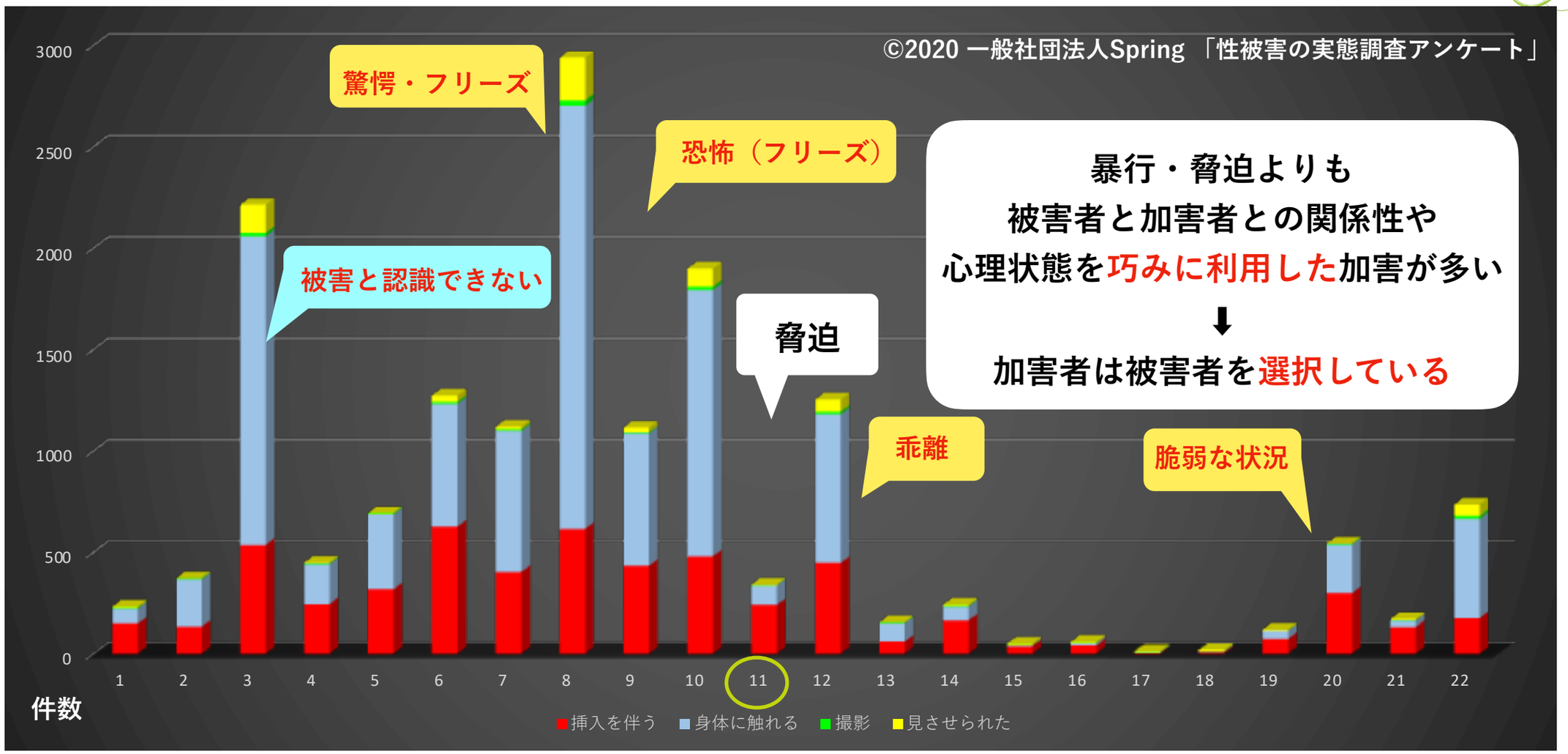

1. あなたは愛情表現だと思っていた
2. あなたはスキンシップの延長だと思っていた
3. **あなたは自分に行われていることが何か、良く分からない状態だった**
4. あなたは相手や相手が言っていることを信じていた（例：先生の言うことは正しいと思った、何もしないと信じていた など）
5. **相手が自分より上の立場だったので断れなかった**
6. **相手に合わせないと、あるいは相手を受け入れないと、安全が守られない／ひどい目に遭うと思った**
7. **自分の身に起きていることを誰かに知られたくないと思って抵抗が難しかった**
8. **予想していない言動があって驚いた／どう反応してよいか分からなかった／身体が動かなかった**
9. **逃げられないと思って身体が動かなかった**
10. **怖くて身体が動かなかった**
11. 脅されていたので相手を拒否することが難しかった
12. **現実ではないような感じがした／自分が切り離されているような感じがした**
13. (薬やお酒等の影響ではなく) 意識がなかった、あるいは眠っていた
14. (薬やお酒等の影響で) 意識がなかった、あるいは眠っていた・お酒を飲んで酔っていた
15. 頭痛薬、安定剤、睡眠薬などを服薬していて／服薬させられていて、意識が朦朧としていた
16. 持病や怪我があり、とっさの判断や行動がとれなかった
17. 身体的な障害があった
18. 知的な障害があった
19. 精神的な障害があった
20. **経済的、学業的、人間関係その他の問題で相手に対して「従うしかない」という状況にあった**
21. 逆らったら、自分の秘密がばらされるために「従うしかない」という状況にあった
22. 上記以外の項目の状態にあった

※赤：1,000件以上の項目
青：500件以上の項目

加害者の言動　～暴行・脅迫だけではない！～

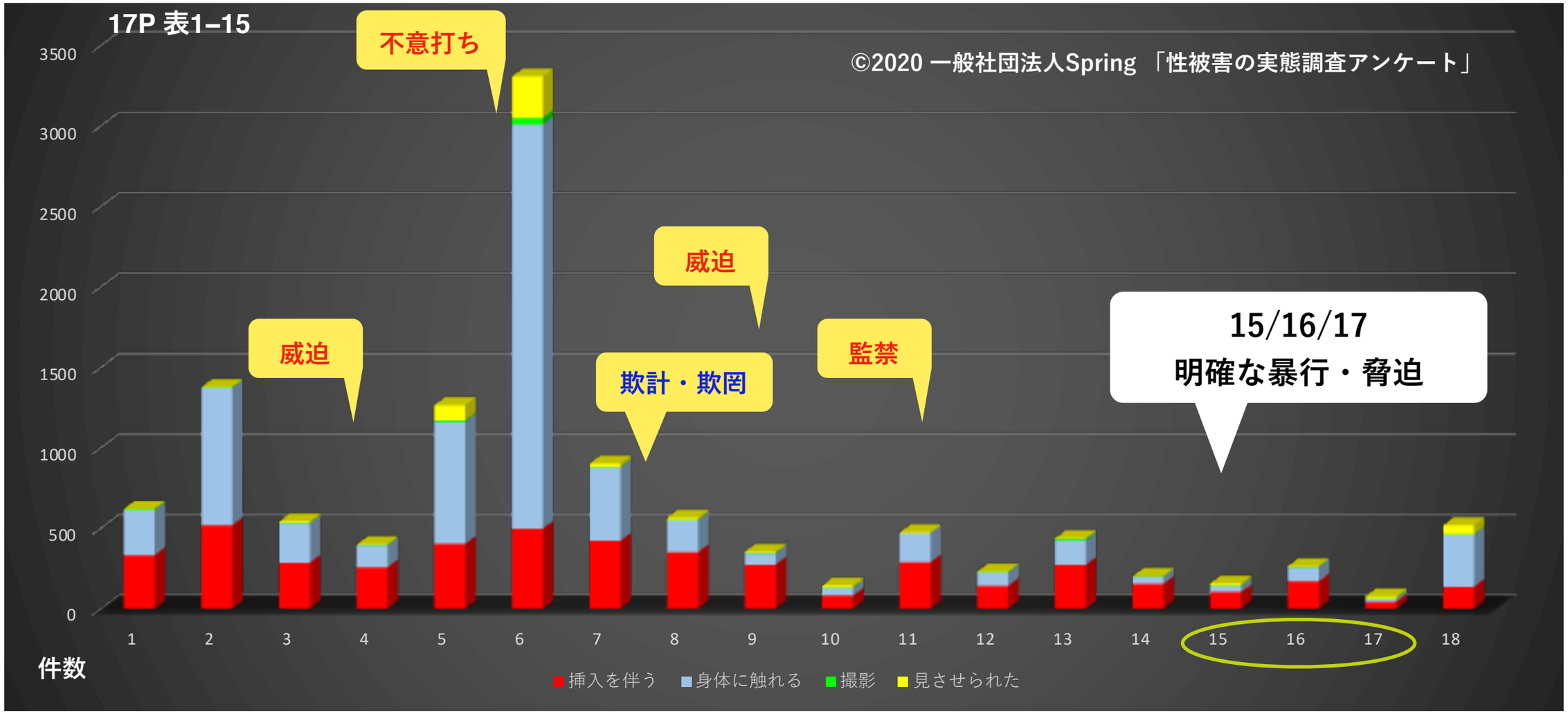

1. 加害者はその行為を愛情表現だと言っていた
2. 加害者はだんだんと身体を触る/触らせる行為を増やしていった
3. 加害者は、自分のしていることが正しいことだと言っていた
4. 加害者は、「お前が悪い」などあなたに罪悪感を持たせるような言動をした
5. 加害者は、こちらが予想していない言動をした
6. 何も言わず、突然あなたに性加害をした
7. あなたをだまして、人から見えない場所／人のいない場所に連れ込んだ
8. あなたをだまして、性的行為に誘導した
9. あなたに性的行為を行うように命令した
10. あなたをとつぜん連れ去った
11. 密室に閉じ込めて、あなたの行動を制限した
12. あなたに対して直接暴力はふるっていないが、怒鳴ったり、物を叩いたりした
13. 逆らったら、身体的、経済的、あるいは学業的に不利な立場に立つと思わされる言動を、加害者がとった
14. 逆らったら、あなたの秘密がばらされると思わされる言動を、加害者がとった
15. 被害以前に繰り返し暴力・束縛を行った（身体的虐待、身体的DVなど）
16. 凶器は使用していないが、脅迫や暴力を行った
17. 凶器を使用していた
18. 上記の項目以外の行動をとった

※赤：1,000件以上の項目
青：500件以上の項目

5、二次被害の弊害について

○二次被害は、

性被害直後から直面する「あってはならない深刻な問題」

○二次被害とは

レイプ神話などによる思い込みなど、誤った情報に基づく周囲の無理解や偏見によって起きる

・被害者に自責感を強く持たせる言葉かけ
・被害者が話していることを信じない
・興味本位で聞く態度や思いやりのない言葉の投げかけ、プライバシーの侵害
・言葉や映像、音声など五感への刺激(トリガー)によって被害記憶を想起させられる

©一般社団法人Spring

6、PTSDと当事者の経済的困窮について

被害に遭うと・・・例えば、

○仕事を休職・辞めることが多く、再就職の際に、休職の理由を説明できない、理解してもらえないという場面がある

○子供時代の被害の場合、気持ちが病み、進学ができない、結果、アルバイトを続けるしかないという人もおり、若年かつ社会経験の少なさから、「なぜ今の道を歩んでいるのか自覚できない場合も多い」と聞く

○親や家族からの性虐待の場合、立ち直るための経済的サポートが受けづらい現実がある
例）家を借りる時、正社員になる時、進学など保証人が必要な時に立てられず、結果的に自分が望む人生を送ることが難しいという負の連鎖がある

○DV被害で離婚したシングルマザーにとっても、働きたくても働けない、回復できない、しかし子どもを育てなければならないという切迫した現状がある　　など

○回復に必要な良いカウンセラーに出会うことすら、労力と運がいり、専門家育成への手厚い支援も必要である

自力で試行錯誤し、ミスマッチや二次被害を受けながら、自分の話をするという心折れる作業を、繰り返さなければならない！

©一般社団法人Spring